

# 「公共調達に係る入札契約制度 に関する報告書」の概要

平成24年6月

山形県

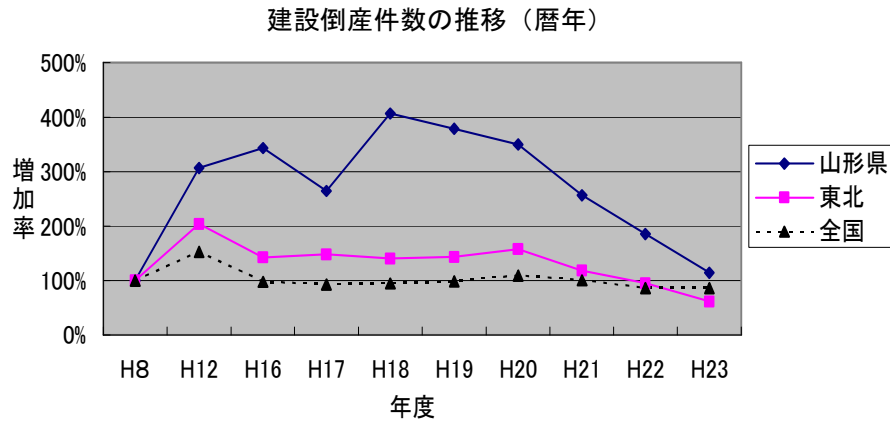
本書は、「山形県公共調達基本条例（平成20年7月県条例第43号）」第4条第2項の規定に基づき、山形県議会に対し、公共調達（県が支出負担行為に基づき行う調達）に係る入札契約制度の運用の状況及び見直しの内容に関する報告を行うことを目的に作成したものです。

なお、本書は2部構成となっており、第1部は、建設工事及び建設工事関連業務委託に関する報告、第2部は、物品及び役務等の調達に関する報告としています。

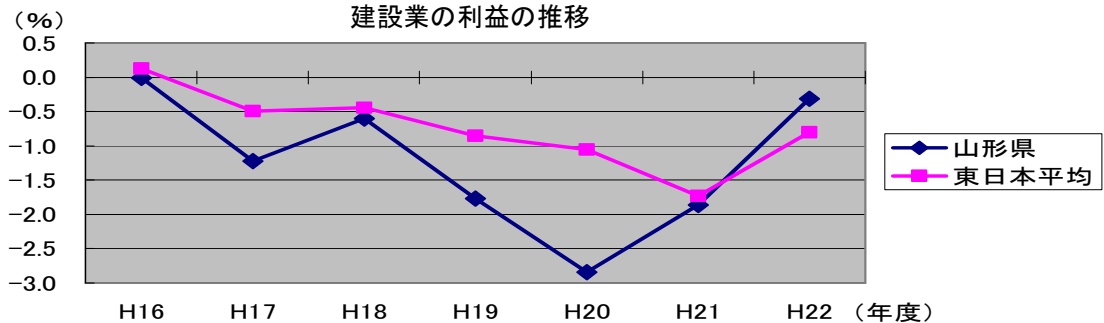


#### (4) 倒産件数の推移 (p. 3～)

本県の建設業の倒産件数は、平成16年まで増加傾向を続け、平成17年において一時減少したものの、平成18年は再び増加に転じ、その後減少している。平成23年においても、倒産件数は減少したものの、平成8年を基準とした増加率は、全国や東北と比べると依然として高い。



また、平成22年度の建設業の収益性については、平成21年度と比べると、東日本平均を超えた水準となっているものの、それでもなおマイナスが続いており、厳しい経営状況にあることがうかがえる。



## 2 建設業者へのアンケート調査の実施 (p. 5)

建設産業が、受注競争の激化による利益率の低下など厳しい経営環境が続いている中、建設業の新分野進出支援など今後の建設業振興施策に資するため、「建設業者の新分野進出等に関するアンケート調査」を平成24年3月に実施した。

調査結果をみると、経営の多角化を進めている業者が約3割おり、その業績については、「建設業より業績がある」が12.0%、「全体の経営の安定に役立っている」と答えている業者が33.1%を占めている。その一方で、「もう少し工夫や改善が必要」と答えている業者も20.5%おり、「あまり芳しくない」、「撤退を考えている」と答えた業者も合わせて12.0%となっている。

### 3 業界団体との意見交換会の実施 (p. 5)

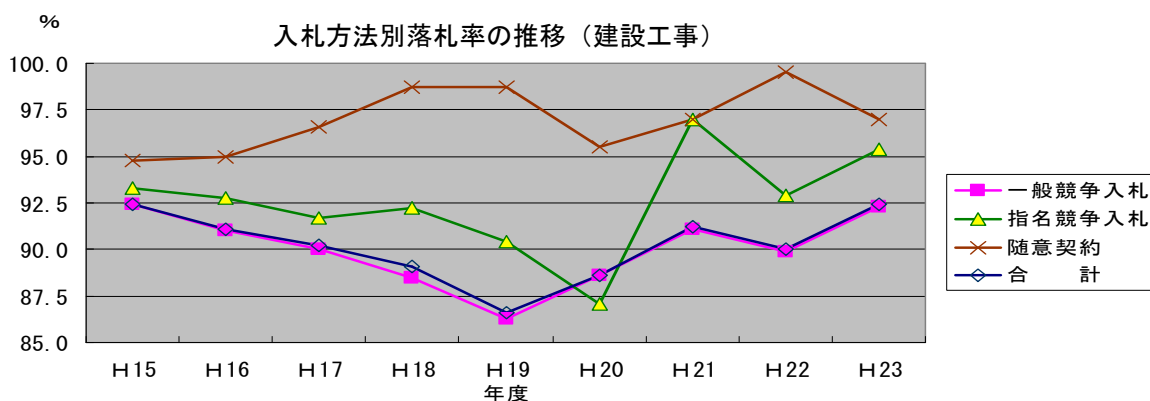
建設業協会や測量設計業協会など7団体と意見交換を行い、入札・契約制度の改善点や関係業界が抱える問題点を把握するため、意見・要望の聴き取りを行った。

## 第2章 平成23年度における入札・契約の実施状況

### 1 建設工事関係

#### (1) 落札率の状況 (p. 6～)

県全体の平均落札率(加重平均)は92.4%で、前年度と比べて2.4ポイント上昇した。



#### (2) 県内受注率の状況 (p. 8)

県内(本店)業者の受注率は、件数ベースで95.8%、当初契約金額ベースで90.0%となっており、前年度とほぼ同じ水準となっている。

#### 建設工事 県内業者の受注率(建設工事)

(単位: %)

入札方法	H21		H22		H23	
	件数ベース	金額ベース	件数ベース	金額ベース	件数ベース	金額ベース
一般競争入札	97.3	94.3	96.2	89.1	96.1	90.0
指名競争入札	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
随意契約	71.4	44.8	40.0	75.7	40.0	81.3
合計	97.2	94.3	95.9	89.0	95.8	90.0

#### (3) 品質の確保に関する状況 (p. 8～)

過度な低価格入札を抑止するため、平成22年5月より、調査基準価格未満で契約となった場合には、工事の品質を確保するため、現場代理人と配置技術者の兼務を禁止する措置を導入しており、当該措置の対象となった工事件数は3件となり、前年度と比べ21件減少した。

## 2 建設工事関連業務委託関係

### (1) 落札率の状況 (p. 10～)

県全体の落札率（加重平均）は85.5％であり、前年度と比べ2.3ポイント上昇した。

#### 落札率の推移（建設工事関連業務委託）

(単位：％、件)

入札方法	H20	H21	H22	H23	件数
一般競争入札	—	73.5	86.5	82.9	10
指名競争入札	79.6	82.5	82.4	84.9	820
随意契約	97.1	94.6	95.9	96.3	28
合計	81.2	84.1	83.2	85.5	858

### (2) 県内受注率の状況 (p. 11)

県内（本店）業者の受注率は、件数ベースで73.2％、当初契約金額ベースで65.7％となっており、前年度とほぼ同じ水準となっている。

#### 県内業者の受注率（建設工事関連業務委託）

(単位：％)

入札方法	H21		H22		H23	
	件数ベース	金額ベース	件数ベース	金額ベース	件数ベース	金額ベース
一般競争入札	100.0	100.0	87.5	89.8	90.0	82.8
指名競争入札	70.2	60.0	72.3	69.1	72.8	64.0
随意契約	83.8	80.0	86.4	38.5	78.6	82.3
合計	71.5	63.1	72.9	67.7	73.2	65.7

### (3) 品質の確保に関する状況 (p. 12～)

過度な低価格入札を抑止するため、平成22年5月より、過度な低価格入札による失格を繰返す者に対し、失格回数に応じて、非指名期間を設定する措置を導入している。

#### 【非指名措置の適用】

- 平成23年4月～平成23年9月末までの落札決定分  
12社（平成23年12月より1～5ヶ月間 非指名）
- 平成23年10月～平成24年3月末までの落札決定分  
8社（平成24年6月より1～3ヶ月間 非指名）

## 第3章 平成23年度における改善の取組み

### 1 公正な競争と適正な利益が確保される入札契約制度の実施 (p. 15～)

「品質」及び「適正な競争」を確保しつつ、公正な競争等を前提としながら、建設業者等の適正な利益が確保され、工事の安全や企業の技術の蓄積と研鑽に繋がる入札契約制度となるよう、平成23年度において、以下の対策を順次実施した。

- (1) 土木一式工事における規模別発注基準の見直し  
土木一式工事のAランク（設計金額9,000万円以上）工事において、発注件数及び発注金額の減少傾向が顕著になっているとともに、建設工事全体に占める割合も低下傾向となっていることから、Aランク業者の高い技術力をより積極的に活用するため、土木一式工事における規模別発注基準の工事金額の見直しを行った。
- (2) 低入札価格調査制度の見直し  
建設工事及び建設工事関連業務委託における低価格入札調査制度の基準となる調査基準価格の引上げなど新たな対策を導入
- (3) 総合評価落札方式の拡充
  - ①建設工事における加算点に「品質等確実点」を導入
  - ②建設工事における簡易Ⅱ型の入札参加資格の事後審査の対象を拡大
  - ③土木コンサルタント業務における総合評価落札方式について、試行ガイドラインを策定
- (4) 「予定価格の事後公表」の試行継続
- (5) 20者ルールを取扱いに関する緩和措置の試行継続
- (6) 入札参加資格要件としての「施工実績要件」に関する緩和措置の試行継続
- (7) 共同設計方式の試行継続

## 2 山形県公共調達評議委員会の開催（p. 22～）

平成23年度は委員会を2回開催し、「建設工事総合評価落札方式における加算点の変更」、「土木コンサルタント業務における総合評価落札方式の試行」等について、審議いただいた。

## 第2部 物品及び役務等の調達関係

### 第1章 物品及び役務等の調達における入札・契約制度の運用状況

#### 1 物品関係

##### (1) 契約の方法 (p. 42)

予定価格が160万円を超える物品について、原則として、条件付一般競争入札による調達を行うほか、160万円以下の物品については、電子調達システムによる一般型の見積合せを実施している。

##### (2) 平成23年度における入札・契約の実施状況 (p. 42)

予定価格が160万円を超える物品の調達方法は、件数で随意契約によるものが64.1%、競争入札によるものが35.9%となっている。随意契約件数の大半を占める医薬品の調達件数は例年固定化しているのに対し、競争入札によるものの件数は増加した。なお、品質については、完納検査の実施により確保されている。

#### 物品調達の件数 (前年度比較)

(単位：件、%)

年度 調達方法	平成21年度		平成22年度		平成23年度		増減(23-22)
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数
競争入札によるもの	321	38.2	212	29.8	262	35.9	50
随意契約によるもの	520	61.8	500	70.2	468	64.1	▲32
合計	841	100.0	712	100.0	730	100.0	18

#### 2 印刷物関係

##### (1) 契約の方法 (p. 43)

予定価格が250万円を超える印刷物について、原則として、条件付一般競争入札による調達を行うほか、250万円以下の印刷物については、電子調達システムによる一般型の見積合せを実施している。

また、過度な低価格入札を抑止するため、平成22年度から、予定価格が50万円を超えるもの(WTO案件を除く。)を対象に最低制限価格等を設定している。

##### (2) 平成23年度における入札・契約の実施状況 (p. 43)

予定価格が250万円を超える印刷物の契約件数は比較的少ない状況にはあるが、調達方法は、件数で競争入札によるものが75.0%、随意契約によるものが25.0%となっている。随意契約の理由としては、障がい者に対する職業訓練や授産を行う施設と契約を締結するため等があげられる。なお、品質については、完納検査の実施により確保されている。

## 印刷物の製造請負の件数（前年度比較）

（単位：件、％）

調達方法	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度		増減(23-22) 件数
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	
競争入札によるもの	8	72.7	8	72.7	9	75.0	1
随意契約によるもの	3	27.3	3	27.3	3	25.0	0
合 計	11	100.0	11	100.0	12	100.0	1

### 3 業務委託関係

#### （1）業務委託の種類（p. 4 4）

業務委託については、便宜上、大分類で8種目、小分類で49種目に区分整理している。業務内容については、安全・安心の確保がより強く求められるもの、信頼性、継続性が強く求められるものなど、多種多様なものとなっている。

#### （2）契約の方法（p. 4 4）

予定価格が100万円を超える業務委託について、原則として、指名競争入札又は一般競争入札としているが、平成20年度からは、大分類「建物等の保守管理運営業務」及び「廃棄物処理業務」のうち12業務については、原則として、条件付一般競争入札により調達することとしている。

また、平成22年度から過度な低価格入札による品質の悪化を防ぐため、低入札価格調査制度の適用を、それまでの3業務から13業務に拡大した。

#### （3）平成23年度における入札・契約の実施状況（p. 4 5）

予定価格が100万円を超える契約のうち、1件当たりの金額が、500万円未満のものが全体の約3分の2を占め、比較的少額な業務委託が多い状況となっている。

調達方法は、件数で随意契約によるものが76.8％、競争入札によるものが23.2％となっている。随意契約の理由としては、品質を確保するため設置・施工・開発した業者へ保守作業を委託していることや、プロポーザル方式により選定した者へ委託していること等となっている。なお、低入札価格調査制度の適用状況は、5件が調査の対象となったが、すべて最低価格者が落札者となった。

## 業務委託の件数（前年度比較）

（単位：件、％）

調達方法	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度		増減(23-22) 件数
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	
競争入札によるもの	276	29.3	244	21.3	293	23.2	49
随意契約によるもの	666	70.7	899	78.7	971	76.8	72
合 計	942	100.0	1,143	100.0	1,264	100.0	121



## 第2章 平成23年度における改善の取組み (p. 47)

平成23年度においては、品質と競争性等にも配慮しながら、平成21年12月に決定した「物品調達等に係る地元企業への受注機会の拡大等に関する方針」に基づき、「地元で購入できるものは地元で購入する」ことを基本に、地元企業の受注拡大等に配慮した取組みを実施した。

### 1 地元調達の取組み

少額なものを対象として取り組んでおり、95%を超える地元調達率となっている。

#### 地元調達の実施状況 (件数ベース)

(平成23年4月～平成24年3月)

区分	対象金額 (予定価格)	実施機関	地元調達率 (※)
物品	5万円未満	全所属	95.2%
印刷物	50万円以下	全所属	100.0%
業務委託	100万円以下	全所属	98.3%

※病院事業局発注分を除く。

### 2 品質確保の取組み

#### (1) 印刷物の製造請負に係る最低制限価格等の設定状況

平成22年度から、会計局会計課が発注する予定価格が50万円を超える印刷物(WTO案件を除く。)について、最低制限価格等を設定し、平成23年度は34件中6件に失格者がでている。

#### (2) 業務委託に係る低入札価格調査制度の対象業務拡大状況

平成22年度から対象業務を3業務から13業務に拡大して品質確保を図っており、調査を実施した5件のうち1件が拡大された業務となっている。

### 3 平成24年度からの展開

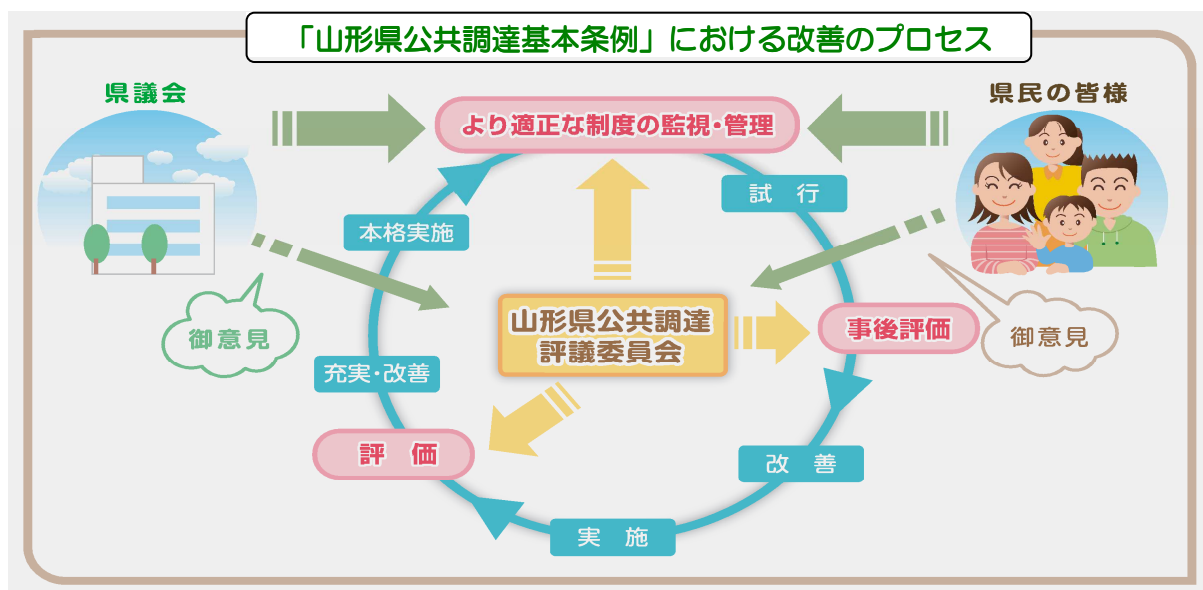
「物品調達等に係る地元企業への受注機会の拡大等に関する方針」に基づき、引き続き各所属・職員一人ひとりが地元優先調達についての意識を高め、「地元調達運動」の啓発運動継続と、併せて県産品愛用運動の推進を展開する。

会計局会計課が発注する印刷物の製造請負について、平成24年4月1日以降の契約日となるものから、最低制限価格等の設定対象金額を50万円超から30万円以上に引き下げた。

## 資料編

- 1 山形県公共調達基本条例 (p. 52～)
- 2 山形県公共調達評議委員会資料 (p. 55～)
- 3 取組みに関する資料 (p. 88～)
- 4 建設業へのアンケート調査の結果 (p. 100～)

《参考》



山形県公共調達基本条例（平成20年7月18日県条例第43号）の概要

第1条	目的	県が調達するものの品質及び価格の適正を確保するとともに、入札契約制度に対する県民の信頼を確保し、もって県民の福祉の向上及び県民経済の健全な発展に寄与する。
第2条	定義	公共調達とは、県が支出負担行為に基づき行う(全ての)調達をいう。 ※この他、「建設工事等」、「建設業者等」を定義。
第3条	基本理念	①談合その他の不正行為の排除の徹底 ②公正な競争の促進 ③透明性の確保 ④品質及び価格の適正を考慮 ⑤健全な建設業者等の育成が重要であることを踏まえ、建設工事等に係る入札契約制度は、技術のほか、法令の遵守状況、環境保全対策、労働者の安全衛生等に対する取組み並びに地域における社会貢献活動についても、適切に評価し、入札等に適切に反映するように配慮
第4条	県における取組	①基本理念を踏まえて、入札契約制度を運用するとともに、不断に見直し改善に努める。 ②毎年度、議会に入札契約制度の運用の状況及び見直しの内容に関する報告を提出するとともに、公表する。 ③市町村等に対し、入札契約制度の改善に関して、必要な情報提供及び助言を行う。
第5条	山形県公共調達評議委員会	委員会は諮問に応じ、又は自発的に、入札契約制度の改善に関する重要事項を調査審議し、必要な改善措置を構ずることを求めることができる。